

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 四〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四〇
- 道路の区域を変更する件二件 四〇
- 公 告 四一
- 一般競争入札を行う件 四一
- 落札者を決定した件 四三

告 示

福島県告示第六百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び泉崎村産業経済課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ福島泉崎店 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸二六五番一
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ツルハドラッグ福島泉崎店
(変更後) ツルハドラッグ福島泉崎店
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) NECキャピタルソリューション株式会社

代表取締役 安中 正弘

(変更後) NECキャピタルソリューション株式会社

代表取締役 今関 智雄

- 三 変更した年月日
 - 1 大規模小売店舗の名称
平成二十八年五月十二日
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成二十九年六月二十六日
- 四 届出年月日
令和四年八月十六日
- 五 届出をした者
NECキャピタルソリューション株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年九月十三日から同年十月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ヨークベニマル浜田店 福島県福島市浜田町六二番一ほか
- 二 法第八條第四項の規定により述べられた県の意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

公 告

(道路計画課)

浪江線 県道相馬	路線名	南相馬市鹿島区御山字 西御山一六番二地先か ら	区 間	変更前 の 変更 後	変更前 敷地の幅員 (メートル)	延 長
同 御山澤三四番一地先ま で		同 市鹿島区御山字 御山澤三四番一地先ま で		変更後	一〇・三 三二・二	四九〇・六
				変更前	五・五 一〇・七	四九八・三

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第六百二十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年九月十三日

(道路計画課)

一般国道 三四九号	変更前	変更後	伊達市梁川町字東土橋 一五番一地先から 同 市梁川町八幡字江 越二六番一地先まで
	A 六・六 三四・七	A 六・六 三四・七	
	B 二〇・一 九九・五	B 二〇・一 九九・五	
	三、一六〇・〇	三、一六〇・〇	
	二、七五〇・〇	二、七五〇・〇	
	二、七五〇・〇	二、七五〇・〇	

公告第219号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年9月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 187台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月10日(金)
- (4) 納入場所 福島県県北地方振興局ほか計37か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年10月7日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年10月7日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和4年9月13日(火)から同年10月7日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同年9月19日及び同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年9月22日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年9月22日(木)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年10月28日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 187 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 28 October 2022

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 27 October 2022

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第220号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年9月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
アラーム付電子式個人線量計 1,100台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本レイテック株式会社 東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
- 5 落札金額
30,855,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年7月8日

(入札用度課)